

独立行政法人自動車事故対策機構自動車等アセスメント情報提供事業実施細則 新旧対照表

新	旧
独立行政法人自動車事故対策機構自動車等アセスメント情報提供事業実施細則	独立行政法人自動車事故対策機構自動車等アセスメント情報提供事業実施細則
自対機アセス第 4 号 令和 2 年 5 月 2 6 日	自対機アセス第 4 号 令和 2 年 5 月 2 6 日
改正 令和 3 年 1 月 1 9 日 自対機アセス第 4 6 号	改正 令和 3 年 1 月 1 9 日 自対機アセス第 4 6 号
改正 令和 3 年 3 月 3 1 日 自対機アセス第 6 1 号	改正 令和 3 年 3 月 3 1 日 自対機アセス第 6 1 号
改正 令和 4 年 4 月 1 日 自対機アセス第 1 号	改正 令和 4 年 4 月 1 日 自対機アセス第 1 号
改正 令和 5 年 4 月 2 5 日 自対機アセス第 6 号	改正 令和 5 年 4 月 2 5 日 自対機アセス第 6 号
改正 令和 6 年 5 月 2 日 自対機アセス第 1 3 号	改正 令和 6 年 5 月 2 日 自対機アセス第 1 3 号
改正 令和 6 年 1 2 月 2 4 日 自対機アセス第 1 0 5 2 号	改正 令和 6 年 1 2 月 2 4 日 自対機アセス第 1 0 5 2 号
改正 令和 7 年 5 月 2 2 日 自対機アセス第 9 号	改正 令和 7 年 5 月 2 2 日 自対機アセス第 9 号
<u>改正 令和 年 月 日 自対機アセス第 号</u>	
目次 (略)	目次 (略)
第 1 章 総則 (目的)	第 1 章 総則 (目的)
第 1 条 独立行政法人自動車事故対策機構自動車等アセスメント情報提供事業実施要領（令和 2 年理事長達（アセス）第 1 7 号） <u>（以下「アセスメント実施要領」という。）</u> 第 1 3 条の規定に基づき、自動車等アセスメント情報提供事業 <u>（以下「アセスメント事業」という。）</u> の業務の実施に関し必要な事項をこの細則において定める。	第 1 条 独立行政法人自動車事故対策機構自動車等アセスメント情報提供事業実施要領（令和 2 年理事長達（アセス）第 1 7 号） <u>（以下、「アセスメント実施要領」という。）</u> 第 1 3 条の規定に基づき、自動車等アセスメント情報提供事業 <u>（以下、「アセスメント事業」という。）</u> の業務の実施に関し必要な事項をこの細則において定める。
第 2 章 (構成)	第 2 章 (構成)
第 2 条 (略)	第 2 条 (略)
(委員)	(委員)
第 3 条 技術検討ワーキンググループは、アセスメント事業における自動車又はチャイルドシートに対する試験及び評価（以下、それぞれ単に「試験」及び「評価」という。）について学識経験若しくは高度の専門的知識を有する者のうちから独立行政法人自動車事故対策機構 <u>（以下「機構」という。）</u> の理事長が委嘱する委員により構成される。（様式 1）	第 3 条 技術検討ワーキンググループは、アセスメント事業における自動車又はチャイルドシートに対する試験及び評価（以下、それぞれ単に「試験」及び「評価」という。）について学識経験若しくは高度の専門的知識を有する者のうちから独立行政法人自動車事故対策機構 <u>（以下、「機構」という。）</u> の理事長が委嘱する委員により構成される。（様式 1）
2 必要に応じ、委員の追加をすることができる。	2 必要に応じ、委員の追加をすることができる。
3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。 なお、委員の交代に伴い就任した委員の任期は、それぞれの前任者の残存期間とする。	3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。 なお、委員の交代に伴い就任した委員の任期は、それぞれの前任者の残存期間とする。
<u>4 次条により置かれる座長が必要と認める場合は、委員とは別に、審議事項について学識経験又は高度の専門的知識を有する者を参考人として招致し意見を求めることができる。</u>	
<u>5 委員及び参考人</u> に対し、謝金及び旅費を支給する。	
<u>6</u> 前項の謝金及び旅費の支給に関しては、「独立行政法人自動車事故対策機構の部外者に対する謝金及び旅費の支給に関する達」の規程を準用する。	<u>4</u> <u>委員</u> に対し、謝金及び旅費を支給する。
<u>7</u> 次条により置かれる座長が必要と認める場合には、委員以外の者であっても、説明員又はオブザーバーとして	<u>5</u> 前項の謝金及び旅費の支給に関しては、「独立行政法人自動車事故対策機構の部外者に対する謝金及び旅費の支給に関する達」の規程を準用する。

独立行政法人自動車事故対策機構自動車等アセスメント情報提供事業実施細則 新旧対照表

技術検討ワーキンググループに出席することができる。この場合において説明員は、委員の求めに応じ技術的説明を行うことができる。 (座長及び副座長) 第4条 (略) (秘密の保持) 第5条 <u>委員、参考人、説明員及びオブザーバーは</u>、技術検討ワーキンググループの検討内容を外部の者に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 (庶務) 第6条 (略) (その他必要な事項) 第7条 (略) 第3章 選定 (選定) 第8条 アセスメント実施要領の第3条で規定する「自動車アセスメント試験対象車種の選定方法について」及び「チャイルドシートアセスメント試験対象機種の選定方法について」においては、別紙1～4で定める方法により行う。 <u>2 前項に定める試験対象となる車種及び機種の選定は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第75条第1項の規定による自動車の型式及び同法第75条の3第1項の規定による装置の型式について、国土交通大臣による指定を受けたもの（同条第8項の規定により同条第1項の国土交通大臣による指定を受けた装置とみなすものを含む。）の中から行う。</u> (委託選定の申請書等) 第9条 自動車製作者（生産委託先を含む。）、輸入事業者<u>又は</u>年少者用補助乗車装置製作者（生産委託先を含む。）（<u>以下「自動車製作者等」という。</u>）は、機構への評価の申し出による選定（<u>以下「委託選定」という。</u>）を希望する<u>ときは</u>、「自動車等アセスメント情報提供事業における委託選定の申込書」（様式2）に必要な事項を記載し、<u>機構へ提出する。</u> <u>2 自動車製作者等は</u>、試験を実施した自動車<u>について</u>改良開発促進の観点から性能向上が期待できる構造等の変更をした<u>場合において</u>、評価に該当する試験に限定して再度試験を実施する<u>委託選定（以下「改善委託選定」という。）</u>の申請を行う<u>ときは</u>、詳細な性能変更に関する資料を添えて、機構へ提出する。 (委託選定の申請) 第10条 委託選定の申請及び試験の実施期限は次のとおりとする。 (1) 委託選定の受付開始通知 機構は、当該年度のアセスメント事業に関わる試験を請け負う試験機関が決定した後に、（一社）日本自動車工業会及び日本自動車輸入組合並びに（一社）日本自動車部品工業会に同年度の委託選定に係る受付開始の通知を行うものとする。 (2) 委託選定の申請の締め切り	<u>6</u> 次条により置かれる座長が必要と認める場合には、委員以外の者であっても、説明員又はオブザーバーとして技術検討ワーキンググループに出席することができる。この場合において説明員は、委員の求めに応じ技術的説明を行うことができる。 (座長及び副座長) 第4条 (略) (秘密の保持) 第5条 <u>委員及び説明員並びにオブザーバーは</u>、技術検討ワーキンググループの検討内容を外部の者に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 (庶務) 第6条 (略) (その他必要な事項) 第7条 (略) 第3章 選定 (選定) 第8条 アセスメント実施要領の第3条で規定する「自動車アセスメント試験対象車種の選定方法について」及び「チャイルドシートアセスメント試験対象機種の選定方法について」においては、別紙1～4で定める方法により行う。 (委託選定の申請書等) 第9条 <u>委託選定（自動車製作者（生産委託先を含む。）、輸入事業者及び年少者用補助乗車装置製作者（生産委託先を含む。）（以下、「自動車製作者等」という。）から機構への評価の申し出による選定をいう。）を希望するものは、</u>「自動車等アセスメント情報提供事業における委託選定の申込書」（様式2）に必要な事項を記載し、改善委託選定（試験を実施した自動車の改良開発促進の観点から性能向上が期待できる構造等の変更をしたものであって、評価に該当する試験に限定して再度試験を実施する委託選定をいう。）の申請を行う場合にあっては、詳細な性能変更に関する資料を添えて、機構へ提出する。 (委託選定の申請) 第10条 委託選定の申請及び試験の実施期限は次のとおりとする。 (1) 委託選定の受付開始通知 機構は、当該年度のアセスメント事業に関わる試験を請け負う試験機関が決定した後に、（一社）日本自動車工業会及び日本自動車輸入組合並びに（一社）日本自動車部品工業会に同年度の委託選定に係る受付開始の通知を行うものとする。 (2) 委託選定の申請の締め切り
---	---

独立行政法人自動車事故対策機構自動車等アセスメント情報提供事業実施細則 新旧対照表

①自動車 2月末日までに全ての試験が終了する日程調整ができた車種に限り <u>1 1</u> 月末日まで。 ②チャイルドシート 1月末日までに全ての試験が終了する日程調整ができた機種に限り 1 1 月末日まで。 (委託選定の申請受理) 第 1 1 条 機構は、申請された内容の確認を行い、<u>次の(1)から(3)までに掲げる要件の全てに該当するとき</u> <u>は、委託選定の申請を受理し、申請者あてその旨通知するものとする。</u> <u>(1) 委託選定の申請の対象となる車種又は機種が第 8 条の別紙 2 又は別紙 4 に規定する選定の対象範囲に合致していること。</u>ただし、機構において改善委託選定に規定する「試験結果において明らかに改善が図られると認められる場合」の判断ができない場合にあっては、関係する技術検討ワーキンググループで審議する。 <u>(2) 第 8 条の別紙 1 又は別紙 3 において選定された車種又は機種を優先に試験の日程（以下「当局選定試験日程」という。）を調整した後、前条に規定する委託選定の対象となる車種又は機種の試験の日程（以下「委託選定試験日程」という。）に係る調整ができていること。</u> <u>(3) 前号の委託選定試験日程において確実に試験ができ、当局選定試験日程に影響を与えない体制等があること。</u> <u>2 機構は、同一の委託選定試験日程において複数の車種又は機種の委託選定の申請があった場合は、当該車種又は当該機種の中で販売実績等が上位になるものを受理することを基本としつつ、自動車等の安全性能に関する評価等に関する規程（平成 1 1 年運輸省告示第 4 4 0 号）第 1 条に規定する目的に従って、受理すべき車種又は機種を判断するものとする。</u> <u>3 機構は、前項の判断を行うときは、予め自動車アセスメント評価検討会における審議を経るものとする。</u> <u>4 委託選定により得られた試験結果等については、その知的所有権は当機構に帰属するものとする。</u> 第 4 章 (略) 第 5 章 (略) 第 6 章 自動車製作者等の立ち会い (試験立会者) 第 1 8 条 アセスメント試験を実施する試験車両等の自動車製作者等は、当該車両等の試験に立ち会うことができるものとする。 アセスメント試験に立ち会うことができる者 <u>(以下「試験立会者」という。)</u> は、当該試験に係る自動車製作者等のほか、機構が認めた者に限定する。 2 (略) 第 7 章 (略) 第 8 章	①自動車 2月末日までに全ての試験が終了する日程調整ができた車種に限り <u>1 2</u> 月末日まで。 ②チャイルドシート 1月末日までに全ての試験が終了する日程調整ができた機種に限り 1 1 月末日まで。 (委託選定の申請受理) 第 1 1 条 機構は、申請された内容の確認を行い、<u>第 8 条の別紙で規定する選定に合致しており、かつ、前条の調整ができた場合には、申請を受理し、申請者あてその旨通知するものとする。</u> ただし、機構において改善委託選定に規定する「試験結果において明らかに改善が図られると認められる場合」の判断ができない場合にあっては、関係する技術検討ワーキンググループで審議する。 <u>また、委託選定により得られた試験結果等については、その知的所有権は当機構に帰属するものとする。</u> 第 4 章 (略) 第 5 章 (略) 第 6 章 自動車製作者等の立ち会い (試験立会者) 第 1 8 条 アセスメント試験を実施する試験車両等の自動車製作者等は、当該車両等の試験に立ち会うことができるものとする。 アセスメント試験に立ち会うことができる者 <u>(以下、「試験立会者」という。)</u> は、当該試験に係る自動車製作者等のほか、機構が認めた者に限定する。 2 (略) 第 7 章 (略) 第 8 章
--	---

独立行政法人自動車事故対策機構自動車等アセスメント情報提供事業実施細則 新旧対照表

(略) 第9章 (略) 附 則 1. この規程は、令和2年5月26日から施行する。 2. 独立行政法人自動車事故対策機構自動車等アセスメント情報提供事業実施細則（令和元年9月24日 自対機アセス第43号）は廃止する。 附 則（令和3年1月19日 自対機アセス第46号） この規程は、令和3年4月1日から施行する。 附 則（令和3年3月31日 自対機アセス第61号） この規程は、令和3年4月1日から施行する。 附 則（令和4年4月1日 自対機アセス第1号） この規程は、令和4年4月1日から施行する。 附 則（令和5年4月25日 自対機アセス第6号） この規程は、令和5年4月25日から施行する。 附 則（令和6年5月2日 自対機アセス第13号） この規程は、令和6年5月2日から施行する。 附 則（令和6年12月24日 自対機アセス第1052号） この規程は、令和7年1月1日から施行する。 附 則（令和7年5月22日 自対機アセス第9号） この規程は、令和7年5月22日から施行する。 <u>附 則（令和 年 月 日 自対機アセス第 号）</u> <u>この規程は、令和 年 月 日から施行する。</u> 別紙1 自動車アセスメント対象車種（当局選定）の<u>選定</u>について 告示で定める自動車等安全性能評価実施要領の衝突安全性能及び予防安全性能の評価対象となる自動車（同一思想のもとで設計・製造される車両群（以下「車種」という。））において、自動車製作者等からの評価の申し出（以下「委託選定」という。）を除いた選定（以下「当局選定」という。）は、次の原則に沿って行う。	(略) 第9章 (略) 附 則 1. この規程は、令和2年5月26日から施行する。 2. 独立行政法人自動車事故対策機構自動車等アセスメント情報提供事業実施細則（令和元年9月24日 自対機アセス第43号）は廃止する。 附 則（令和3年1月19日 自対機アセス第46号） この規程は、令和3年4月1日から施行する。 附 則（令和3年3月31日 自対機アセス第61号） この規程は、令和3年4月1日から施行する。 附 則（令和4年4月1日 自対機アセス第1号） この規程は、令和4年4月1日から施行する。 附 則（令和5年4月25日 自対機アセス第6号） この規程は、令和5年4月25日から施行する。 附 則（令和6年5月2日 自対機アセス第13号） この規程は、令和6年5月2日から施行する。 附 則（令和6年12月24日 自対機アセス第1052号） この規程は、令和7年1月1日から施行する。 附 則（令和7年5月22日 自対機アセス第9号） この規程は、令和7年5月22日から施行する。 別紙1 自動車アセスメント対象車種（当局選定）の<u>選定方法</u>について 告示で定める自動車等安全性能評価実施要領の衝突安全性能及び予防安全性能の評価対象となる自動車（同一思想のもとで設計・製造される車両群（以下、「車種」という。））において、自動車製作者等からの評価の申し出（以下、「委託選定」という。）を除いた選定（以下、「当局選定」という。）は、次の原則に沿って行う。
--	--

独立行政法人自動車事故対策機構自動車等アセスメント情報提供事業実施細則 新旧対照表

1. 選定の対象範囲 選定対象期間末日時点に新車として販売されている車種であって、自動車アセスメント試験を実施していないものから選定を行う。 ただし、原則として、対象車両の発売月から選定対象期間末までに3年間を超えたもの（ただし、選定対象期間の販売実績による順位が上位から30位までのものは除く。）及び、選定対象期間末日から1年以内にモデルチェンジが行われる予定のものは選定の対象としない。 なお、「自動車アセスメント試験を実施していないもの」とは、新規車種として発売後、又は自動車アセスメント試験の評価にかかわる衝突安全性能に影響する車体骨格等の変更を伴うモデルチェンジの実施後、当該試験を実施していないものをいう。 2. 選定方法 (1)～(3) (略) (4) 選定された車種のうち、最量販グレードを試験車両とする。 最量販グレードにおいて、衝突安全性能に係る装置（以下「<u>衝突安全装置</u>」という。）がメーカーオプションで設定されている場合、当該装置がその車種全体の装備率で50%を超える場合には、原則としてこれを装備する。 最量販グレードに衝突被害軽減制動制御装置等の予防安全性能に係る装置（以下「<u>予防安全装置</u>」という。）がメーカーオプションで設定されている場合、その車種全体の装備率にかかわらずこれを装備する。 また、衝突及び予防安全装置以外の装備品の有無等が評価試験の結果に影響を及ぼさない場合には、最量販グレード以外のグレードを試験車両とすることができるものとする。 (5)～6. (略)	1. 選定の対象範囲 選定対象期間末日時点に新車として販売されている車種であって、自動車アセスメント試験を実施していないものから選定を行う。 ただし、原則として、対象車両の発売月から選定対象期間末までに3年間を超えたもの（ただし、選定対象期間の販売実績による順位が上位から30位までのものは除く。）及び、選定対象期間末日から1年以内にモデルチェンジが行われる予定のものは選定の対象としない。 なお、「自動車アセスメント試験を実施していないもの」とは、新規車種として発売後、又は自動車アセスメント試験の評価にかかわる衝突安全性能に影響する車体骨格等の変更を伴うモデルチェンジの実施後、当該試験を実施していないものをいう。 2. 選定方法 (1)～(3) (略) (4) 選定された車種のうち、最量販グレードを試験車両とする。 最量販グレードにおいて、衝突安全性能に係る装置（以下、「<u>衝突安全装置</u>」という。）がメーカーオプションで設定されている場合、当該装置がその車種全体の装備率で50%を超える場合には、原則としてこれを装備する。 最量販グレードに衝突被害軽減制動制御装置等の予防安全性能に係る装置（以下、「<u>予防安全装置</u>」という。）がメーカーオプションで設定されている場合、その車種全体の装備率にかかわらずこれを装備する。 また、衝突及び予防安全装置以外の装備品の有無等が評価試験の結果に影響を及ぼさない場合には、最量販グレード以外のグレードを試験車両とすることができるものとする。 (5)～6. (略)
別紙2 自動車アセスメント対象車種（委託選定）の<u>選定</u>について 告示で定める自動車等安全性能評価実施要領の衝突安全性能及び予防安全性能の評価対象となる自動車において、自動車製作者（生産委託先を含む。）及び輸入事業者（以下「自動車製作者等」という。）から機構への評価の申し出（以下「<u>委託選定</u>」という。）による選定は、次の原則に沿って行う。 1. 選定の対象範囲 <u>委託選定は、次の（１）から（３）までに掲げる要件の全てに該当する車種について、自動車製作者等からの申請により選定を行う。</u> <u>（１） 委託選定の申請の対象となる車種が、申請の時点において新車として販売されている状態にあるか又は申請を行った年度内において新車として発売される予定であること。</u> <u>（２） 評価結果の公表時点において新車として販売されている状態にあること。</u> <u>（３） 次の①から③までに掲げるいずれかに該当する車種であること。</u>	別紙2 自動車アセスメント対象車種（委託選定）の<u>選定方法</u>について 告示で定める自動車等安全性能評価実施要領の衝突安全性能及び予防安全性能の評価対象となる自動車において、自動車製作者（生産委託先を含む。）及び輸入事業者（以下「自動車製作者等」という。）から機構への評価の申し出（以下、「<u>委託選定</u>」という。）による選定は、次の原則に沿って行う。 1. 選定の対象範囲 評価結果の公表時に新車として販売されている車種であって、自動車アセスメント試験を実施していないもの、既に試験を実施した車種において新たに追加又は変更された試験を実施するもの及び試験を実施した車種において試験に影響する構造・装置に変更があるものについて、自動車製作者等からの申請により選定を行う。

独立行政法人自動車事故対策機構自動車等アセスメント情報提供事業実施細則 新旧対照表

<u>① 自動車アセスメント試験を実施していない車種（申請の対象となる車種の発売月（自動車型式指定等により型式を取得後に初めて発売された月をいう。）から委託選定の申請までの期間が3年以内のものに限る。）</u> <u>② 既に自動車アセスメント試験を実施した車種であって新たに追加又は変更された試験を実施する車種</u> <u>③ 既に自動車アセスメント試験を実施した車種であって試験に影響する構造・装置に変更がある車種</u> なお、「自動車アセスメント試験を実施していないもの」とは、新規車種として発売後、又は自動車アセスメント試験の評価にかかわる衝突安全性能に影響する車体骨格等の変更を伴うモデルチェンジの実施後、当該試験を実施していないものをいう。 2. 選定方法 表1で区別される次の（1）から（3）の中から該当するものを選定する。 （1）セット委託選定 表1の全て（当該車種の装備等に該当するものに限る。）の試験を実施する委託選定（以下「<u>セット委託選定</u>」という。）であって、次の①又は②に該当するもの。 ①～② （略） （2）個別委託選定 既に試験を実施した車種において、新たに追加又は変更された試験を実施するもの及び試験を実施した車種において試験に影響する構造・装置に変更があるものについて、評価を希望する車種に備えている全ての安全装置の評価を受けることを目的に、表1の種類単位に限定して試験を実施するものであって、次の①から⑤のいずれかに該当する委託選定（以下「<u>個別委託選定</u>」という。）。 ①～② （略） （3）改善委託選定 試験を実施した自動車について改良開発促進の観点から性能向上が期待できる構造等の変更をした場合に、表1の種類単位に限定して再度試験を実施する委託選定（以下「<u>改善委託選定</u>」という。）。 改善委託選定は、アセスメント試験項目に係る自動車の構造等を変更した場合であって、自動車型式指定規則（昭和26年運輸省令第85号）第10条の変更承認を受けたもの、第3条第2項第3号の括弧書きの書面の変更に伴う第6条の届出を行ったもの又は客観的な数値等をもって示した場合であって、その変更内容が、申請された改善委託試験の試験結果において明らかに改善が図られると認められる場合。 なお、改善内容が他の試験に影響を及ぼす場合及び試験・評価方法が変更となっている場合にあっては、評価を希望する車種に該当する試験も併せて全て実施する。 （4） （略） 別紙3 チャイルドシートアセスメント対象機種（当局選定）の<u>選定</u>について	なお、「自動車アセスメント試験を実施していないもの」とは、新規車種として発売後、又は自動車アセスメント試験の評価にかかわる衝突安全性能に影響する車体骨格等の変更を伴うモデルチェンジの実施後、当該試験を実施していないものをいう。 2. 選定方法 表1で区別される次の（1）から（3）の中から該当するものを選定する。 （1）セット委託選定 表1の全て（当該車種の装備等に該当するものに限る。）の試験を実施する委託選定（以下、「<u>セット委託選定</u>」という。）であって、次の①又は②に該当するもの。 ①～② （略） （2）個別委託選定 既に試験を実施した車種において、新たに追加又は変更された試験を実施するもの及び試験を実施した車種において試験に影響する構造・装置に変更があるものについて、評価を希望する車種に備えている全ての安全装置の評価を受けることを目的に、表1の種類単位に限定して試験を実施するものであって、次の①から⑤のいずれかに該当する委託選定（以下、「<u>個別委託選定</u>」という。）。 ①～⑤ （略） （3）改善委託選定 試験を実施した自動車の改良開発促進の観点から性能向上が期待できる構造等の変更をしたものであって、表1の種類単位に限定して再度試験を実施する委託選定（以下、「<u>改善委託選定</u>」という。）。 改善委託選定は、アセスメント試験項目に係る自動車の構造等を変更した場合であって、自動車型式指定規則（昭和26年運輸省令第85号）第10条の変更承認を受けたもの、第3条第2項第3号の括弧書きの書面の変更に伴う第6条の届出を行ったもの又は客観的な数値等をもって示した場合であって、その変更内容が、申請された改善委託試験の試験結果において明らかに改善が図られると認められる場合。 なお、改善内容が他の試験に影響を及ぼす場合及び試験・評価方法が変更となっている場合にあっては、評価を希望する車種に該当する試験も併せて全て実施する。 （4） （略） 別紙3 チャイルドシートアセスメント対象機種（当局選定）の<u>選定方法</u>について
---	--

独立行政法人自動車事故対策機構自動車等アセスメント情報提供事業実施細則 新旧対照表

告示で定める自動車等安全性能評価実施要領の前面衝突安全性能及び使用性の評価対象となるチャイルドシート（以下「<u>CRS</u>」（Child Restraint System）という。）において、年少者用補助乗車装置の製作者等からの評価の申し出（以下「<u>委託選定</u>」という。）を除いた選定（以下「<u>当局選定</u>」という。）は、次の原則に沿って行う。 1. 選定の対象範囲 （略） 2. 選定方法 次の方法で算出された昨年の4月1日から今年の9月末までの出荷台数が上位のCRS（同一思想のもとで設計・製造されるOEM^{注1}を含む製品群（以下「<u>機種</u>」という。））から選定する。 （1）～（5） 3. ～4. （略） 5. 特別枠選定 社会的ニーズ等を考慮し、自動車アセスメント評価検討会において、当該機種のチャイルドシートアセスメント評価結果を公表することが有益であると判断された場合には、出荷台数実績にかかわらず選定することができる。（以下「<u>特別枠選定</u>」という。） ^{注1}：OEMとは、納入先商標（委託者ブランド）による受託製造を示す。 別紙4 チャイルドシートアセスメント対象機種（委託選定）の<u>選定</u>について 告示で定める自動車等安全性能評価実施要領の前面衝突安全性能及び使用性の評価対象となるチャイルドシート（以下「<u>CRS</u>」（Child Restraint System）という。）において、年少者用補助乗車装置製作者（生産委託先を含む。）及び輸入事業者（以下「<u>製作者等</u>」という。）から機構への評価の申し出（以下「<u>委託選定</u>」という。）による選定は、次の原則に沿って行う。 1. 選定の対象範囲 <u>委託選定は、次の（1）から（3）までに掲げる要件の全てに該当する機種について、製作者等からの申請により選定を行う。</u> <u>（1）委託選定の申請の対象となる機種が、申請の時点において新品として販売されている状態にあるか又は申請を行った年度内において新品として発売される予定であること。</u> <u>（2）評価結果の公表時点において新品として販売されている状態にあること。</u> <u>（3）次の①から③までに掲げるいずれかに該当する機種であること。</u> ① <u>チャイルドシートアセスメント試験を実施していない機種</u> ② <u>既にチャイルドシートアセスメント試験を実施した機種であって新たに追加又は変更された試験を実施する機種</u> ③ <u>既にチャイルドシートアセスメント試験を実施した機種であって試験に影響する構造・装置に変更がある機種</u>	告示で定める自動車等安全性能評価実施要領の前面衝突安全性能及び使用性の評価対象となるチャイルドシート（以下、「CRS」（Child Restraint System）という。）において、年少者用補助乗車装置の製作者等からの評価の申し出（以下、「委託選定」いう。）を除いた選定（以下、「当局選定」いう。）は、次の原則に沿って行う。 1. 選定の対象範囲 （略） 2. 選定方法 次の方法で算出された昨年の4月1日から今年の9月末までの出荷台数が上位のCRS（同一思想のもとで設計・製造されるOEM^{注1}を含む製品群（以下、「機種」いう。））から選定する。 （1）～（5） 3. ～4. （略） 5. 特別枠選定 社会的ニーズ等を考慮し、自動車アセスメント評価検討会において、当該機種のチャイルドシートアセスメント評価結果を公表することが有益であると判断された場合には、出荷台数実績にかかわらず選定することができる。（以下、「特別枠選定」いう。） ^{注1}：OEMとは、納入先商標（委託者ブランド）による受託製造を示す。 別紙4 チャイルドシートアセスメント対象機種（委託選定）の<u>選定方法</u>について 告示で定める自動車等安全性能評価実施要領の前面衝突安全性能及び使用性の評価対象となるチャイルドシート（以下、「CRS」（Child Restraint System）という。）において、年少者用補助乗車装置製作者（生産委託先を含む。）及び輸入事業者（以下、「製作者等」いう。）から機構への評価の申し出（以下、「委託選定」という。）による選定は、次の原則に沿って行う。 1. 選定の対象範囲 評価結果の公表時に新品として販売されているCRSであって、チャイルドシートアセスメント試験を実施していないもの、既に試験を実施した車種において新たに追加された試験又は変更された試験を実施するもの及び既に試験を実施したCRSであって、試験に影響する構造・装置に変更があるものについて、製作者等からの申請により選定を行う。
--	---

独立行政法人自動車事故対策機構自動車等アセスメント情報提供事業実施細則 新旧対照表

2. 選定方法

表 1 で区別される次の（１）から（３）の中から該当するものを選定する。

（１）セット委託選定

表 1 の分類単位で全ての試験を実施する委託選定（以下「セット委託選定」という。）であって、次の①又は②に該当するもの。

①過去に評価されていないＣＲＳにおいて、試験を実施する場合。

②選定された当局選定の試験機種と同一の構造で ISO-FIX 方式の機種に入れ替えて試験を実施する場合。

（２）個別委託選定

安全装置等の普及促進の観点から既に試験を実施したＣＲＳであって、新たに追加された試験又は変更された試験を表 1 の種類単位に限定して試験を実施する委託選定。（以下「個別委託選定」という。）

（３）改善委託選定

試験を実施したＣＲＳの改良開発促進の観点から性能向上が期待できる構造等の変更をしたものであって、表 1 の種類単位に限定して再度試験を実施する委託選定（以下「改善委託選定」という。）。

改善委託選定は、アセスメント試験項目に係るＣＲＳの構造等を変更した場合であって、自動車型式指定規則（昭和 26 年運輸省令第 85 号）第 10 条の変更承認を受けたもの、第 3 条第 2 項第 3 号の括弧書きの書面の変更に伴う第 6 条の届出を行ったもの又は客観的な数値等をもって示した場合であって、その変更内容が、申請された改善委託選定の試験結果において明らかに改善が図られると認められる場合。

なお、改善内容が他の試験に影響を及ぼす場合及び試験・評価方法が変更となっている場合にあっては、該当する試験も併せて委託する。

様式 1

（略）

様式 2

				年	月	日
独立行政法人 自動車事故対策機構 殿						
				（ 社 名 ）		
自動車等アセスメント情報提供事業における委託選定の申込書						
1. 委託選定車種名						
（例）車 名：		型 式：	通称名：	グレード名：		
（例）機種名：		認可番号：	製品区分等：_____			
2. 委託試験項目						

2. 選定方法

表 1 で区別される次の（１）から（３）の中から該当するものを選定する。

（１）セット委託選定

表 1 の分類単位で全ての試験を実施する委託選定（以下、「セット委託選定」という。）であって、次の①又は②に該当するもの。

①過去に評価されていないＣＲＳにおいて、試験を実施する場合。

②選定された当局選定の試験機種と同一の構造で ISO-FIX 方式の機種に入れ替えて試験を実施する場合。

（２）個別委託選定

安全装置等の普及促進の観点から既に試験を実施したＣＲＳであって、新たに追加された試験又は変更された試験を表 1 の種類単位に限定して試験を実施する委託選定。（以下、「個別委託選定」という。）

（３）改善委託選定

試験を実施したＣＲＳの改良開発促進の観点から性能向上が期待できる構造等の変更をしたものであって、表 1 の種類単位に限定して再度試験を実施する委託選定。（以下、「改善委託選定」という。）

改善委託選定は、アセスメント試験項目に係るＣＲＳの構造等を変更した場合であって、自動車型式指定規則（昭和 26 年運輸省令第 85 号）第 10 条の変更承認を受けたもの、第 3 条第 2 項第 3 号の括弧書きの書面の変更に伴う第 6 条の届出を行ったもの又は客観的な数値等をもって示した場合であって、その変更内容が、申請された改善委託選定の試験結果において明らかに改善が図られると認められる場合。

なお、改善内容が他の試験に影響を及ぼす場合及び試験・評価方法が変更となっている場合にあっては、該当する試験も併せて委託する。

様式 1

（略）

様式 2

				年	月	日
独立行政法人 自動車事故対策機構 殿						
				（ 社 名 ）		
自動車等アセスメント情報提供事業における委託選定の申込書						
1. 委託選定車種名						
（例）車 名：		型 式：	通称名：	グレード名：		
（例）機種名：		認可番号：	製品区分等：乳児（G0・G0+）、幼児（G1）			
2. 委託試験項目						

独立行政法人自動車事故対策機構自動車等アセスメント情報提供事業実施細則 新旧対照表

3. 性能変更の概要 4. 生産開始時期及び発売予定日 5. 生産工場 6. 公表希望日 7. 担当者の連絡先		3. 性能変更の概要 4. 生産開始時期 5. 生産工場 6. 公表希望日 7. 担当者の連絡先	
様式3		様式3	
年 月 日 独立行政法人 自動車事故対策機構 殿 (社 名) 自動車等アセスメント情報提供事業における委託選定の申請取り下げ願い書 1. 委託選定車種名 (例) 車 名 : 型 式 : 通称名 : グレード名 : (例) 機種名 : 認可番号 : 製品区分等 : _____ 2. 委託試験項目 3. 取り下げの内容 4. 担当者の連絡先		年 月 日 独立行政法人 自動車事故対策機構 殿 (社 名) 自動車等アセスメント情報提供事業における委託選定の申請取り下げ願い書 1. 委託選定車種名 (例) 車 名 : 型 式 : 通称名 : グレード名 : (例) 機種名 : 認可番号 : 製品区分等 : 乳児 (G0・G0+)、幼児 (G1) 2. 委託試験項目 3. 取り下げの内容 4. 担当者の連絡先	

様式 4



表 彰 状

自動車安全性能 0000 ファイブスター賞

メーカー名 ファイブスター賞受賞車名

本車両は 0000 年度自動車アセスメント安全性能評価において
「自動車安全性能 0000 ファイブスター賞」に値する優れた成績を収められました
よって その栄誉を称えここに表彰いたします

年 月 日
独立行政法人 自動車事故対策機構
理 事 長 名 印



独立行政法人自動車事故対策機構

※賞名中の「0000」は評価年度の西暦を表す数字とする。

様式 4



表 彰 状

自動車安全性能 0000 ファイブスター賞

メーカー名 ファイブスター賞受賞車名

本車両は 0000 年度自動車アセスメント安全性能評価において
「自動車安全性能 0000 ファイブスター賞」に値する優れた成績を収められました
よって その栄誉を称えここに表彰いたします

年 月 日
独立行政法人 自動車事故対策機構
理 事 長 名 印



独立行政法人自動車事故対策機構

※賞名中の「0000」は評価年度の西暦を表す数字とする。

様式 5



表 彰 状

自動車安全性能 0000 ファイブスター大賞

メーカー名 ファイブスター大賞受賞車名

本車両は 0000 年度自動車アセスメント安全性能評価において
「自動車安全性能 0000 ファイブスター大賞」に値する最も優れた成績を収められました
よって その栄誉を称えここに表彰いたします。

年 月 日

独立行政法人 自動車事故対策機構

理 事 長 名 



独立行政法人自動車事故対策機構

※賞名中の「0000」は評価年度の西暦を表す数字とする。

様式 5



表 彰 状

自動車安全性能 0000 ファイブスター大賞

メーカー名 ファイブスター大賞受賞車名

本車両は 0000 年度自動車アセスメント安全性能評価において
「自動車安全性能 0000 ファイブスター大賞」に値する最も優れた成績を収められました
よって その栄誉を称えここに表彰いたします。

年 月 日

独立行政法人 自動車事故対策機構

理 事 長 名 



独立行政法人自動車事故対策機構

※賞名中の「0000」は評価年度の西暦を表す数字とする。

様式 6



表 彰 状

自動車安全性能 0000 特別賞

メーカー名 特別賞受賞車名

本車両は 0000 年度自動車アセスメント安全性能評価において
「自動車安全性能 0000 特別賞」に値する優れた成績を収められました。
よって その栄誉を称えここに表彰いたします。

年 月 日
独立行政法人 自動車事故対策機構
理 事 長 名 



独立行政法人自動車事故対策機構

※賞名中の「0000」は評価年度の西暦を表す数字とする。

様式 6



表 彰 状

自動車安全性能 0000 特別賞

メーカー名 特別賞受賞車名

本車両は 0000 年度自動車アセスメント安全性能評価において
「自動車安全性能 0000 特別賞」に値する優れた成績を収められました。
よって その栄誉を称えここに表彰いたします。

年 月 日
独立行政法人 自動車事故対策機構
理 事 長 名 



独立行政法人自動車事故対策機構

※賞名中の「0000」は評価年度の西暦を表す数字とする。

様式 7



表 彰 状

自動車安全性能 0000 特別賞

メーカー名 特別賞受賞車名

本車両は 自動車アセスメント安全性能評価において
初めてとなる「特筆すべき安全装置名」搭載車として評価を受け
「自動車安全性能 0000 特別賞」に値する優れた成績を収められました
よって その栄誉を称えここに表彰いたします

年 月 日
独立行政法人 自動車事故対策機構
理 事 長 名 印



めざすのは、
自動車事故ゼロの社会。

独立行政法人自動車事故対策機構

※賞名中の「0000」は評価年度の西暦を表す数字とする。

様式 7



表 彰 状

自動車安全性能 0000 特別賞

メーカー名 特別賞受賞車名

本車両は 自動車アセスメント安全性能評価において
初めてとなる「特筆すべき安全装置名」搭載車として評価を受け
「自動車安全性能 0000 特別賞」に値する優れた成績を収められました
よって その栄誉を称えここに表彰いたします

年 月 日
独立行政法人 自動車事故対策機構
理 事 長 名 印



めざすのは、
自動車事故ゼロの社会。

独立行政法人自動車事故対策機構

※賞名中の「0000」は評価年度の西暦を表す数字とする。